406会公告第136号
令和8年10月21日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司
（　公　印　省　略　）

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1　一般競争に付する事項

(1)　件名等

件　名	規　格	単　位	数　量	備　考
使用済車両売払い	内訳書及び仕様書のとおり			

(2)　引取完了期限　　代金納付の日から５日以内　（　令　和　9　年　1　月　29　日までに搬出）

(3)　引取場所　　陸上自衛隊相馬原駐屯地

2　入札参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(6)　令和７・８・９年度全省庁統一資格の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受け」の「Ｃ等級以上」に格付され競争参加地域が、関東･甲信越で本年度資格を有する者であること。

(7)　契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。

(8)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）（以下、「自動車リサイクル法」という。）第４２条第１項に規定する引取業者の資格、同法第５３条第１項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第６０条第１項に規定する解体業者の資格及び同法第６７条第１項に規定する破砕業者の資格の４資格を有し、かつ自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であって、入札開始前までに自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官の承認を受けた業者に限定する。また、自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり入札開始前までに公告日から最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた業者に限定する。

(9)　危険負担（収集・運搬中の事故等）については、請負者の責任とする。

(10)　現場確認及び引取の際は、日本国籍を有する者とし、官側の立会のものとする。

(11)　中小受託事業として承認された者については、同一入札に参加することを禁止する。

(12)　再委託承認申請書に中小受託事業の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請書の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。
確認期間：　令和8年10月21日　～　令和8年11月25日

(13)　受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がいないかを確認した上で承認する。

(14)　受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出者がいないことを確認した場合は、入札参加を承認する。

(15)　当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別冊様式第１６－１「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官の承認を受けるものとする。

3　適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の不用物品売払い契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び売払い物品の解体に関する特約条項とする。

4　契約条項を示す場所

第４０６会計隊、第４０６会計隊新町連絡班、１号隊舎１Ｆロビー
東部方面会計隊ホームページ：www.mod..go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin

5　現場説明会

実施しない。ただし現場確認を希望するものには個別に対応するので、事前に調整すること。

６　入札日時及び会場

令和8年11月26日　（木）　０９：００　陸上自衛隊相馬原駐屯地　１号隊舎３Ｆ　会計隊商議室

７　郵送による入札

(1)　封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、入札前日の１７時までに会計隊契約班必着とする。

(2)　郵便入札により参加した場合の入札会場での立会は可とする。

８　入札条件

(1)　入札金額「消費税抜き価格」で標記すること。

(2)　１回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、別示とする。

９　落札決定方法

(1)　総額で、当隊所定の予定価格以上で最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。

(2)　落札者となるべき最高入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10　保証金

(1)　入札保証金

免　除

(2)　契約保証金

免　除

11　違約金

(1)　落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の５以上を徴収する。

(2)　落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

12　損害賠償請求

(1)　車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10％以上に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額があらかじめ約定した違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10％以上に相当する金額の違約金を徴収する。

(2)　解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10％以上に相当する金額の違約金を徴収する。

13　入札の無効

(1)　第２項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札

(2)　入札者の氏名及び押印された印影もしくは押印省略の場合は担当者の氏名及び電話番号が判別しがたい入札

(3)　電信、電話、ファックス等による入札

(4)　その他入札に関する条件に違反した場合

(5)　入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

14　契約書の作成

落札者は落札決定後、遅滞なく契約書を作成するものとする。また、標準契約書の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付す。その際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第１条の表中、「番号」を「車台番号」に、第３条を「第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。

15　代金納入

代金納付期限　　令和9年1月29日

16　その他

(1)　代表者でないものが入札する場合は、入札時に委任状を提出。

(2)　提出書類

全省庁統一資格の資格審査結果通知（写）、引取業者登録通知書（写）、フロン類回収業者登録通知書（写）、解体業許可証（写）及び破砕業許可証（写）、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類（写）、自動車の処理台数を示す書類（写）

提出期限：　　令和8年11月18日　10時

(4)　許可の必要

当該売払**部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要**です。

(5)　書類等業務連絡先　　〒370-3593　群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2　陸上自衛隊相馬原駐屯地

第４０６会計隊　契約班（担当：長井）　電話0279-54-2011（内2343）　FAX0279-54-6960

(6)　引取現場調整先　　陸上自衛隊相馬原駐屯地 業務隊管理科　（担当：中村　内線2335）

内　　訳　　書

番号	品　　名	規　格	単位	数量
1	鉄	鋳物	KG	19,213.30
2	鉄	2H	KG	19,982.70
3	鉄	3H	KG	23,649.40
4	鉄	4H	KG	1,790.80
5	銅	並	KG	156.30
6	銅	下	KG	87.90
7	真鍮	真鍮	KG	9.90
8	鋳物		KG	16.20
9	アルミ		KG	1,454.00
10	鉛		KG	381.20
11	ガラス		KG	291.70
12	ゴム		KG	4,641.10
13	未価値品		KG	6,505.50
14	樹脂		KG	46,314.00
	合計			124,494.00

内訳書

番号	品　　名	自動車番号	車台番号	形　　式
1	１　１／２ｔトラック	07-6753	XCD30-0001440	トヨタＸＣＤ３０
2	３　１／２ｔトラック	34-1299	SKW476-7002335	いすゞＳＫＷ４７６
3	３　１／２ｔトラック	34-0737	SKW476-7001327	いすゞＳＫＷ４７６
4	高機動車	06-1896	XCD10-0001448	トヨタＸＣＤ１０Ｖ
5	３　１／２ｔトラック	34-0849	SKW476-7001622	いすゞＳＫＷ４７６
6	３　１／２ｔトラック	34-0303	SKW476-7000497	いすゞＳＫＷ４７６ キャブオーバー
7	３　１／２ｔトラック	34-1317	SKW476-7002358	キャブオーバー
8	３　1/2ｔトラック（着陸誘導装置用）	37-6002	SKW475-3001139	キャブオーバー
9	３　1/2ｔトラック（着陸誘導装置用）	37-6003	SKW475-3001142	キャブオーバー
10	燃料タンク車（７５００Ｌ航空用）	31-8042	FW419L-770010	三菱ＦＷ４１９Ｌ

市 価 調 査 票

令和8年11月18日　（水）

１０：００までにＦＡＸで提出。
ＦＡＸ０２７９－５４－６９６０

分任契約担当官陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

品名		数量	単価	金額
材質	単位			
鉄	鋳物	KG	19,213.30	
鉄	2H	KG	19,982.70	
鉄	3H	KG	23,649.40	
鉄	4H	KG	1,790.80	
銅	並	KG	156.30	
銅	下	KG	87.90	
真鍮	真鍮	KG	9.90	
鋳物		KG	16.20	
アルミ		KG	1,454.00	
鉛		KG	381.20	
ガラス		KG	291.70	
ゴム		KG	4,641.10	
未価値品		KG	6,505.50	
樹脂		KG	46,314.00	
小　計				
消　費　税				
合　計				

住　所
会　社　名
代　表　者　名
担　当　者　名
連　絡　先

入　　札　　書

分任契約担当官陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　　殿

￥

（別途消費税）　※内訳書の提出もお願いします

１　件　　名：　使用済車両売払い

２　履行場所：　陸上自衛隊相馬原駐屯地

３　履行期間：　契約代金納入後５日以内（ただし令和9年1月29日までに搬出）

上記入札条件及び契約条項を承諾のうえ入札します。

私　は、
当社は、　暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和8年11月26日

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

内　　訳　　書

番号	品　　名	規　格	単位	数 量	単価	金額
1	鉄	鋳物	KG	19,213.30		
2	鉄	2H	KG	19,982.70		
3	鉄	3H	KG	23,649.40		
4	鉄	4H	KG	1,790.80		
5	銅	並	KG	156.30		
6	銅	下	KG	87.90		
7	真鍮	真鍮	KG	9.90		
8	鋳物		KG	16.20		
9	アルミ		KG	1,454.00		
10	鉛		KG	381.20		
11	ガラス		KG	291.70		
12	ゴム		KG	4,641.10		
13	未価値品		KG	6,505.50		
14	樹脂		KG	46,314.00		
	合計					

調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使用済自動車（装輪車両）の売払い</td><td colspan="3">ＧＶ－Ｚ００１０１４</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和８年３月５日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　火器車両部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後，この契約の相手方に対し，当該自動車の全部を解体，プレス，せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

ＡＳＲ（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり，自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破砕業者）に委託し，合理的な解体などを行うことによって，解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって，自動車メーカーなどは，預託金から全部再資源化事業者にその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者，プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり，同項の規定に

基づき，自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し，経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業体をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第１６条第４項に規定する解体自動車全部利用者をいい，コンソーシアムに所属し，売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者であり，コンソーシアムに所属し，合理的な解体等を行うことによって，解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成１４年経済産業省・環境省令第７号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2　関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2　売払いに関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　契約の相手方は，自動車リサイクル法第４２条第１項に規定する引取業者の資格，同法第５３条第１項に規定するフロン類回収業者の資格，同法第６０条第１項に規定する解体業者の資格及び同法第６７条第１項に規定する破砕業者の資格を有し，かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって，入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり，コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

b)　契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は，過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において，解体証明書，破砕証明書，その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。

c)　契約の相手方は，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり，入札開始前までに公告日か

ら最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

d) 契約の相手方は，売払い自動車を引取った後，フロン類及び指定回収物品を回収し，売払い自動車の全部を解体，プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり，当該自動車の輸送を除き，解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について，下請負させることなく契約相手方において実施する。

e) 契約の相手方は，エンジン，ドア，タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても，再利用不可能なように破砕及び圧縮などの処理を行うほか，部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し，鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお，このために必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

f) 契約の相手方は，売払い自動車を解体する作業において，**表1**に示す作業前，作業中及び作業後の写真を撮影するとともに，売払い自動車の引渡しから３か月以内に作業前，作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また，プレスに投入する直前からこれが破砕及び圧縮されるところまでを途切れなく１つの動画で撮影するものとする。

なお，動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし，記録したデータは，５年以上保管するとともに，必要に応じて官側の指示によって提出する。この際，提出する写真及び動画はＰＤＦデータ，ＤＶＤなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし，官側と調整をする。

g) 官側は，d)～f)の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし，契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合，これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは，次による。

a) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。

なお，売払い自動車の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

c) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

d) 搬出・搬入は，官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は，売払い自動車について，2.1 に示す作業を実施して，鉄鋼の原料として利用し，エンジン，ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

a) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しを受けた日から３か月以内に，2.1に示す処理を実施する。

b) 契約の相手方は，解体自動車全部利用者への引渡しの完了後，**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。

c) 契約の相手方は，売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し，解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は，売払い自動車の処理の作業において，官側の支援を必要とする場合は，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b) 売払いのため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は，安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は，次による。

a) 契約の相手方は，4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について，提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。

b) 契約の相手方は，売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は，次による。

a) 契約の相手方は，官側の施設及び機材，物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b) 契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

c) コンソーシアム内で生じた問題，紛争などについては，契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第４２条第１項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去３年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	**図**1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図**8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図**2による。
7	作業前，作業中，作業後の写真			売払い自動車の引渡しから３か月以内	**図**3によるほか，自動車引受け時，重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の３点とする。また，作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において，この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報				自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
１０	検収書の写し				解体自動車全部利用者よって発行されたスクラップの質量を示す証書
注a) 提出先は，調達要領指定書によって指定する。					

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破砕及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年　　月　　日

株式会社

代表者名　　（自　　署）

図1－誓約書の様式

細　部　実　施　要　領　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇　〇〇　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

１　解体作業場所

２　引取り日（搬出日）

３　解体受け車種、車台番号及び両数

４　解体作業内容

５　破砕作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1　作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態





2　作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態





3　作業後（スクラップ後）





図3－作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部隊	相馬原駐屯地業務隊
	作成年月日	令和8年10月19日
件名	8	
仕様書番号	nenn	

指定事項

1　車種等

車種	メーカー	型式	台数
1　1／2ｔトラック	トヨタ	トヨタＸＣＤ３０	1
3　1／2ｔトラック	いすゞ	いすゞＳＫＷ４７５	2
3　1／2ｔトラック	いすゞ	いすゞＳＫＷ４７６	5
高機動車	トヨタ	トヨタＸＣＤ１０Ｖ	1
燃料タンク車（７５００L航空用）	三菱	三菱FW４１９L	1

2　売払い区分

全部再資源化による売払い（１０台）

仕様書番号ＧＶ－Ｚ００１０１４又はこれに該当しない場合ＧＶ－Ｚ００１０１５

3　搬出時期

細部は担当者と相互調整による。

4　引取場所

陸上自衛隊相馬原駐屯地内（群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２）

相馬原駐屯地廃車置場（演習場内の為細部場所は担当者と調整）